

## 第 624 回 例 会

27年3月13日

## 本日のプログラム

- ・ソング 「我等の生業」
- ・卓話 川上 大雄 会員  
「最近の食中毒情報と対策」
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 5階「ガーデンルーム」
- ・ガバナー補佐、ガバナー補佐エレクト訪問 クラブ協議会  
13:40～ 4階「高砂の間」

## 次回(3月20日)のプログラム

- ・ソング 「我等の生業」
- ・卓話 クラブフォーラム  
春のライラ実行委員会 高野 幸雄 委員長  
同 斎藤 清貴 副委員長
- ・場所 ANAクラウンプラザホテル大阪 5階「ガーデンルーム」

## 先週(3月6日)の例会報告

## ■会長の時間

皆様 こんにちは。

外務省のウェブサイトでの韓国の紹介が、従前は、「わが国と自由と民主主義、市場経済等の基本価値を共有する重要な隣国」とのものであったところ、最近「わが国にとって最も重要な隣国」と改められたことが話題となっています。

外務省の真意はわかりませんが、最近、韓国、中国が、日本企業の戦前の強制労働について損害賠償を認める判決を出しています。私はこれらの判決について、韓国の裁判所は条約違反と思います。まさに基本的価値を共有できないといえます。

上記事件を担当する韓国の弁護士は、韓国だけでなく、アメリカで強制執行をすると息巻いているそうです。では、上記判決に基づくわが国での強制執行はどうなるのでしょうか。

民事訴訟では、国際裁判管轄という論点があります。国際裁判管轄にも、2つのものがあり、わが国に住んでいない者をわが国の裁判に引き込めるかが直接管轄といわれ、外国判決のわが国での執行の要件を間接管轄といいます。特に間接管轄は、非常に難解な論点です。

間接管轄については、私が学生だった当時は、国際協調の観点から、判決国の判決を尊重し、ほぼ無条件で執行を認容すべきだの考え方が一般的でした。

しかし、グローバル化が進むと、このような考え方では、とんでもないこととなり、自国民の保護に欠けるとの認識ができました。

間接管轄が問題となる場面では、例えば、相手方を出し抜くような不条理な外国判決をどうするかが問題となります。上記の韓国判決も同様です。

民訴法が平成8年に改正され、間接管轄の要件を定める民訴法118条が改正されたこともあり、最高裁は平成10年に、「民訴法118条1号所定の「法令又は条約によりにより外国裁判所の裁判権が認められること」とはわが国の国際民訴法の原則から見て、当該外国裁判所の属する国(判決国)がその事件につき国際裁判管轄を有すると積極的に認められることをいうものと解される」とし、具体的には、わが国の民訴法の定める管轄に従って、判決国に国際裁判管轄が認められるときには1号要件を認めるとのもので

す。

上記最高裁判決は、簡単に言えば、当該判決国に訴訟当事者が対等に戦える手続保障があった場合には、1号要件を認めるとの立場で、外国判決の強制執行に絞りをかけています。

ただ、平成10年最高裁判決が出た後も、平成15年には東京地裁で、ほぼ無条件にアメリカの判決を受け入れる判決が出ています。現在の実務家の多くも、漠然と、ほぼ無条件説的に考えていると思います。

無条件説の立場では、上記の韓国判決は日本でも強制執行可能となってしまいます。

もともと、最高裁判決の立場でも1号要件では上記の如き韓国判決を蹴ることはできないと思われます。

今後を見守るしかないのですが、私は、118条3号要件で蹴るしかないのではと考えています。

## 参照

## 民訴法118条

1号 法令又は条約によりにより外国裁判所の裁判権が認められること

2号 敗訴の被告が訴訟開始に必要な呼び出し若しくは命令の送達を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと

3号 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良な風俗に反しないこと

4号 相互の保証があること

## 【来客紹介】 1名

## 【出席報告】

27年3月6日(第623回例会)				
会員総数	出席免除会員	出席会員	欠席会員	出席率
34名	2名	24名	8名	75%

## 【幹事報告】

〔メールBOXに配布〕

- 1)ロータリーの友(3月号)
- 2)月間地区出席報告(1月分)
- 3)神韻2015日本ツアーパンフレット
- 4)移動例会(4/3)のご案内
- 5)ガバナー月信3月号より「ガバナー補佐が選ぶ魅力ある奉仕活動(IM5組)」

〔メール送信〕

- 1)クラブ協議会のご案内 ⇒ 3/5 配信

〔回覧資料〕

- 1)交通災害遺族会「パンジーだより」
- 2)他クラブより例会変更のお知らせ(大阪そねざきRC)

## ニコニコ箱(3月6日)

秋山 千尋 = 人生の総括として、小生3月誕生日をスタートとした四国八十八カ所霊場めぐりを始めました。

3月2日より1泊2日で15番寺まで参拝しました。弘法大師と同行2人。「煩惱を除き、功徳を積む 安らぎの旅」です。皆様もご参加しませんか？

橋本 勉 = 本日、卓話をさせていただきます。宜しくお願い致します。

小林 知義 = 国際ロータリー第2660地区 最大のイベント、ロータリーフェスティバルを成功させるために、ご協力下さい。春のライラと重なりますが、総力でがんばりましょう。

中根三恵子 = ライラ案内で他クラブ訪問致しましたが、そのクラブ独自の例会運営を拝見できて勉強になりました。楽しかったです。橋本さん、卓話 頑張ってください。

大屋 準一 = 受付で吉田さんにお会いしました。久しぶりにお元気なお顔を拝見できて喜びを感じました。これからもエンジン全開で頑張ってください。橋本さん、卓話楽しみにしています。

斎藤 清貴 = ライラPR メイクアップ、ご苦労様です。

鈴木 正明 = 今度の日曜日に神戸の寺院の落慶です。10年の時間を要しました。

吉田 正信 = 長らくお休みさせていただきました。その間、皆様のお励ましやお気遣い、誠に有難うございます。感謝！

## 【SAA報告】

ニコニコ箱

本日計 17000円

今年度合計 3900400円

## 卓話(3月6日)

「母校龍谷大平安野球部から教えられる経営学」 橋本 勉 会員

1. 龍谷大学付属平安高等学校(以後 龍大平安)の学校&硬式野球部の紹介 (参考資料: P6~7、P40~42 参照)

1908年(明治41年)創部。甲子園春・夏出場回数72回(春 39回、夏 33回)は全国最多。

全国制覇4回(夏3回、春1回)

夏: 1938年(昭和13年)、1951年(昭和26年)、1956年(昭和31年)。

春: 2014年(平成26年)。

甲子園春・夏通算勝利数: 96勝(春 37勝、夏 59勝) 全国歴代 2位タイ。

歴代1位は中京大中京高校(愛知) 131勝、2位タイはPL学園(大阪) 96勝。

2. 龍大平安野球部の監督の紹介 (参考資料: P22~23 参照)

原田 英彦(はらだ ひでひこ)。1960年(昭和35年)5月19日生まれ。54歳。

平安野球部、日本新薬野球部を経て、1993年(平成5年)に平安野球部監督就任。

平安野球部監督在任23年目で監督在任期間歴代1位。

3. 龍大平安野球部出身プロ野球在籍OBの紹介 (参考資料: P16~17 参照)

4. 母校龍大平安野球部から教えられる経営学 (参考資料 P24~25、P40~42、P46~47、P48~49 参照)

「平安もここまで落ちたかと愕然としながら、しかしここからやっついていかないと本当に平安が終わってしまう。」という原田監督(トップ)の危機意識から始まった平安再建への大改革。

一、61項目の大改革を実践。(躰、意識改革)(参考資料 P24~25 参照)

(例: 挨拶の仕方、声の出し方、グラウンド整備の仕方、グラブ・スパイクの手入れ、道具の整理整頓、ユニフォームの着こなし、歩き方、姿勢、電車でのマナーetc。)

二、現在は就任当初と比べ次元の違う世界へと意識は向上してはいるが、チームが代わる度に同じ作業を繰り返す。

(育成力、継続力)

(現在の取組例)

- ① ことばの力（コミュニケーション力、会話力、説得力）
- ② 考える力（課題解決力、発想力、思考力）
- ③ 思い浮かべる力（感性、理解力、使命感、気配り、自分を客観視する力）
- ④ 試そうとする力（自主性、行動力、提案力、チャレンジ精神）
- ⑤ やり抜く力（忍耐力、困難突破力、リーダーシップメント）

### 三、環境整備

- ① 龍谷大平安ボールパーク（参考資料：P46～47 参照）
- ② 滝野寮（参考資料：P48～49 参照）

（まとめ）

強い龍大平安野球部を支える要因は、意識の高い選手の育成（すなわち人材育成）の継続性と、優れた練習環境（すなわち職場環境）の整備、提供である。

これはISOで規定され経営者に課せられる「資源（人的、物的、環境）の提供」に他ならない。

**大阪ユニバーサルシティRC** URL: <http://www.osaka-ucrc.org/> E-mail: [ucrc@osaka-ucrc.org](mailto:ucrc@osaka-ucrc.org) 創立: 2001年3月27日  
事務局 〒530-0005 大阪市北区中之島5-3-68 リーガロイヤルホテル401号室 TEL: 070-5020-6459  
会長: 斎藤清貴 幹事: 三宅一郎 会報担当: 大橋高志 例会: 毎週 月曜日12:30～13:30 リーガロイヤルホテル

4つのテスト / 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか